

木造住宅耐震診断および耐震改修の補助制度をご利用ください

市では、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断および耐震改修の費用の一部を補助する制度を実施しています。また、木造住宅の建築当時の図面を基にした簡易耐震診断も無料で実施していますので、ぜひ、ご利用ください。☎開発建築課 ☎468



名称	無料簡易耐震診断	八潮市木造住宅耐震 診断 補助	八潮市木造住宅耐震 改修 補助
対象住宅	木造在来工法 2階建て以下	・昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、工事に着手されたもの ・木造在来工法2階建て以下の一戸建て住宅、または併用住宅(延べ面積の2分の1以上が住宅のもの)	・昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、工事に着手されたもの ・木造在来工法2階建て以下の一戸建て住宅、または併用住宅(延べ面積の2分の1以上が住宅のもの) ・耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満であると判定されたもの
申込み資格	市内に住宅を 所有している方	・市内に住宅を所有している方で、1年以上ご自分で住んでいる方 ・都市計画法または建築基準法に明らかに違反していない住宅を所有している方 ・市税を滞納していない方	・市内に住宅を所有している方で、1年以上ご自分で住んでいる方 ・都市計画法または建築基準法に明らかに違反していない住宅を所有している方 ・市税を滞納していない方 ・市による同様の補助金を受けていない方
対象工事 または診断		・建築士法による建築士の有資格者かつ、必要な講習を受講した者が行う耐震診断であること ・診断が当該年度の3月10日までに完了するもの	・耐震診断による総合評価が1.0未満の建物について、1.0以上になるように補強工事を行うもの ・工事が当該年度の3月10日までに完了するもの ・建設業法に規定する建設業者または八潮市小規模建設工事等業者登録をしている業者が施工するもの
補助金の額		・対象診断費×50%(限度額5万円)	・対象工事費×23%(限度額25万円)
申し込み	診断に必要な図面を用意し、 開発建築課へ(随時受付)	12月28日までに開発建築課へ。※期間内に市の予算枠を超えた場合は、その時点で受け付けを終了します。	

※詳しくは、ホームページをご覧くださいか電話でお問い合わせください。

アメリカオニアザミ駆除のポイント

- トゲが鋭いため、軍手などを着用して引き抜くよりも、草刈り鎌などを使用して根元から刈るか、スコップなどを使用して周辺の土ごと掘り返すことをお勧めします。
- 多年生であるため、駆除を行っても株や根が残っていれば再生するので、その場合は再度駆除をお願いします。
- 花が咲いているときに駆除した場合は、そのまま放置しておく、種子が飛散することもあるので、駆除後は、その場に放置せずに処分してください。



最近、市内各所で「アメリカオニアザミ」が繁殖しています。この植物は、繁殖力が強く、その土地に元々あった植物の生育場所を占領する可能性もあります。また、鋭いトゲを持つため、うかつに触ると危険です。公共施設の敷地内のアメリカオニアザミは、市職員により駆除していますが、市民の皆様も、ご自身の敷地内でアメリカオニアザミを見かけた場合には、大きくなる前に抜き取っていただき、処分してください。



なお、市環境リサイクル課では、啓発用のリーフレットを配布しています。地域の方々の啓発用に大量のリーフレットを必要とする場合は、ご連絡いただければ必要部数を用意します。ご近所の方々への周知につきましてもご協力をお願いします。

☎環境リサイクル課 ☎338

アメリカオニアザミの 駆除にご協力を!!